

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

除雪機を購入する方に最大10万円を補助します

小型除雪機や農耕用機械に装着する除雪用アタッチメントを新品で購入した方に対し、購入費用の4分の1以内（上限10万円）を補助します。

▶対象者

次の全てに該当する方

- ①町内に住所を有する個人の方
- ②町税等の滞納がない方
- ③町で実施する除雪機使用安全講習会に参加する方
- ④集落内の公共施設または区民生活に影響のある箇所の除排雪に取り組む方

▶対象となる物

- ①新品で購入した自走式小型除雪機（除雪幅60cm以上）、または農耕用機械に装着する除雪用アタッチメント
- ②町内の販売業者から購入した新品のもの（中古品は除く）

▶申請方法

下記二次元コードを読み取るなどの方法で町ホームページにアクセスし、申請様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付資料と一緒に提出してください。



◀ 除雪機補助ページ

※その他詳細については、町ホームページから確認するか、下記までお問合せください。

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

朝日町への移住（Uターン含む）・定住で30万円！申請はお済みですか！？

町内へ移住（Uターン含む）・定住された若い方に対し、年額10万円分の地域商品券を最大3年分（総額30万円）支給します。

※年額10万円分を2回に分けて交付（1回5万円分）

▶申請期間

令和6年3月31日（日）まで随時

▶支給対象

支給要件（全10項目）すべてに該当する方（以下要件抜粋）

- ①平成6年4月2日以降に生まれた方
- ②町内に居住実態があり、住民登録をしている方
- ③中学校や高校、専門学校、大学等を卒業または中途退学してから5年以内の方
- ④令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に新たに就業（就職※アルバイトやパートを含む、就農、起業）した方

⑤公務員、地域おこし協力隊等でない方

⑥朝日町奨学金返還支援事業または地方創生移住支援事業による支援を受けていない方

※その他の要件や詳細は町ホームページでご確認ください。

▶申請方法

下記二次元コードを読み取るなどの方法で町ホームページへアクセスし、申請様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付資料と一緒に提出ください。

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112



▲朝日町移住定住支援ページ

おいしい山形商談会への出展者を募集します

県産農林水産物の販路拡大を図るため、首都圏の実需者（外食産業・小売業者・EC事業者等）との商談会を開催します。

▶日時・場所

8月1日（火）正午～午後4時
ホテルメトロポリタン（東京都豊島区西池袋 1-6-1）

▶対象者

県内の生産者団体、加工食品メーカー等

▶対象品目

業務用（ロットの大小は問わない）として提案できる以下のもの

- ・地域特産物（農畜産物・加工品）
- ・特別栽培などのこだわりの農産物及びそれらを原料とした加工品

- ・新たに販路開拓を検討している農畜産物及び加工品

▶出展料

無料

▶申込期限

6月14日（水）
右の二次元コードから申込書、FCPシートをダウンロードのうえ下記に提出してください。▲出展者募集ページ



▶申込み・問合せ先

山形県県産米・農産物ブランド推進課
☎023-630-3069
FAX 023-630-2431

「農業者年金受給権者現況届」提出のお願い

現況届は、年金を受給する資格を確認するための手続きです。6月30日（金）までに現況届を農業委員会に提出しないと年金が受給できなくなります。下記日程で提出をお願いします。

▶受付日時

日時	対象地区	場所
6月8日（木） 午前9時～午前11時	西部地区	西部公民館 ロビー
6月12日（月） 午前9時～午前11時	北部地区	秋葉山交遊館 ホール

※中部地区は、農業委員会窓口で随時受け付けます。

▶持ち物

「農業者年金受給権者現況届」カード
※現況届のカードは5月末に農業者年金基金から自宅に送付されます。
※左記日程で都合のつかない方は、いつでも役場農業委員会で受付しています。

▶問合せ先

農業委員会事務局 ☎67-3307

経営所得安定対策の受付について

▶受付日時

日時	場所
6月8日（木） 午前9時～午前11時	西部公民館ロビー
6月12日（月） 午前9時～午前11時	秋葉山交遊館ホール
6月13日（火） 午前9時～午前11時	役場農林振興課

- ・水田活用の直接支払交付金（転作部分）
出荷・販売を条件とし、証明する書類（前年度産）を提出すること。

- ・畑作物の直接支払交付金

対象作物（大豆、そば、なたね）の出荷・販売契約を結ぶこと。

▶注意事項

集落営農組合に加入している方は代表者の方が一括して提出するため個人での申請は必要ありません。ただし、水田活用の直接支払交付金（転作部分）をうける場合は申請が必要です。

▶申請締切日 6月19日（月）

▶問合せ先 農林振興課 農政係 ☎67-3307